

# 学校の運動部活動に係る活動方針

大分県立新生支援学校

## 基本方針

- 生徒が自主的、自発的にかつ健全に活動できるよう教育的な配慮を行い、保護者との連携を密にするとともに、生徒の健康状態を十分把握し、活動場所、活動内容などの安全管理に配慮し、事故の未然防止に努める。
- 生徒の人権に十分配慮するとともに、生涯にわたってスポーツに慣れ親しむきっかけをつくることで、運動部活動等の楽しさを味わわせ、卒業後の余暇や社会参加に繋がる意欲・姿勢等を育てる。
- 体力や技術の向上とともに、豊かな人間性を育むことを目指す。

## 1 適切な運営のための体制整備

- (1) 運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日および参加予定大会日程等）ならびに毎月の活動計画および活動実績（活動日時・場所、休養日および大会参加日程等）を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、活動方針および活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- (3) 部活動の顧問は、全職員で協力して担う。
- (4) 管理職は、部活動観察を定期的実施（月に1回程度）して、運動部の活動内容の把握に努める。
- (5) 管理職は、生徒や教員の負担が過度な場合、当該顧問と面談を実施して、適宜、指導・是正を行う。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 校長や運動部顧問は、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）に努める。
- (2) 運動部顧問は、生徒の心身の管理（障がいの程度・スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）に努める。
- (3) 運動部顧問は、運動部活動の運営方針や指導者自身の指導概念を一方向的に押しつけるのではなく、生徒との意見交換などを通じて、生徒の多様なニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、目標・指導の方針を設定する。
- (4) 運動部顧問は、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

## 3 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中は、1週間に平日1日を活動日として、その他の平日を休養日とする。
- (2) 土日祝日等の休業日・長期休業中については、原則として実施しない。ただし大会の日程や生徒の実態等を考慮して、顧問が検討し実施することもある。
- (3) 活動時間は、児童生徒下校後、15:25～16:30の間に実施する。

## 4 参加する大会等の見直し

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。